

委 任 状

豊見城市長 殿

宛名NO. _____

【委任者(納税義務者)】

住 所	_____
氏 名	_____ 印
生 年 月 日	_____ 年 月 日生
電 話 番 号	_____

【代理人(受任者)】

住 所	_____
氏 名	_____ 印
生 年 月 日	_____ 年 月 日生
電 話 番 号	_____
委任者との関係	_____

私(委任者)は、上記の者を代理人(受任者)と定め、下記委任事項について、委任します。委任期間については、下記期間とします。

1.委任事項

私は、上記の者を代理人と定め、納税相談や分割納付誓約など国民健康保険税に関する一切の権限を委任します。また、下記委任期間中に新たに賦課される国民健康保険税についても同様とします。

2.委任期間

年 月 日 から 年 月 日まで

※最長5ヶ年度まで委任期間を設定できます。

【注意】

- 住所は、住民票に記載されている住所を記入してください。
- 委任者との関係は、具体的に記入してください。
- 通知などは、委任者本人に郵送します。
- 分納誓約については、分納履行若しくは不履行問わず、財産調査の対象となりますのでご了承ください。
- 受付の際に代理人の本人確認を行います。身分の確認できる書類の提示が必要です。
- 委任の意思を確認する為、委任者に連絡する場合があります。
- 納税相談とは、何らかの事情で保険税を納期内に納付することが困難な被保険者に対して賦課内容・分割納付誓約・申告指導・軽減減免など国保制度の説明を行い、自主納付を促し、今後の納付計画を相談することをいいます。
- 委任状の偽造、又は偽造した委任状を行使したときは、刑法第159条、第161条により罰せられます。